

注：以下のテキストは、便宜上機械翻訳によって生成されています。

この機械翻訳の品質は、人間による翻訳の品質とは比較にならず、エラーが含まれている可能性があります。この翻訳は「現状のまま」提供され、翻訳の正確性、完全性、信頼性に関しては一切保証されません。このドキュメントの英語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、英語版が優先されます。

データ処理に関する補足事項です

改訂日：2022年5月31日

このデータ処理に関する別紙（以下「別紙」）が、英国およびウェールズの番号 2096520 に登録されているソフォス Limited と、ペンタゴン、アビンドンサイエンスパーク、アビンドン、オックスフォードシャーに登録されている事業所との間の契約（以下「主契約」）に参照により明示的に組み込まれた場合、OX14 3YP、英国（以下「サプライヤ」）およびサプライヤの顧客（以下「顧客」）は、本別紙が主契約の一部となり、サプライヤと顧客の間で有効となります。

1. プリアンブル

- 1.1 両当事者は、特定の製品および/またはサービス（以下、総称して「製品」といいます）について、サプライヤがお客様に提供することに関する主要契約を締結しています。
- 1.2 メイン契約が <https://www.sophos.com/en-us/legal/sophos-msp-partner-terms-and-conditions.aspx> にある MSP 契約（以下「MSP 契約」）と同様の形式の MSP 契約の場合、お客様はマネージドサービスプロバイダ（以下「MSP」）です。メイン契約が OEM 契約であり、お客様に配布を許可されている場合は、サブライセンスを付与します。または、バンドルユニットの一部としてお客様の製品と組み合わせてサードパーティのサプライヤ製品に提供すること（「OEM 契約」）、お客様は元の機器メーカー（「OEM」）です。それ以外の場合、お客様はエンドユーザ（「エンドユーザ」）です。
- 1.3 本製品の提供には、お客様に対するサプライヤによるコントローラデータの収集、処理、および使用が含まれる場合があります。本別紙は、かかるデータ処理に関する両当事者の義務を規定し、本主契約の諸条件を補足するものです。
- 1.4 本主契約、本別紙、および本別紙で明示的に言及されている文書は、本主契約に関連してサプライヤがお客様のために収集、処理、使用した個人データに関して、両当事者間の完全な合意を構成するものとします。およびは、当該事項に関する両当事者間の以前のすべての合意、取り決め、および了解事項に優先するものとします。

2. 定義を参照してください

- 2.1 本別紙において、以下の用語は以下の意味を有するものとします。

「適用されるデータ保護法」とは、(a) 欧州議会および理事会の 2016/679 EU 規則であり、個人データの処理およびそのデータの自由な移動に関する自然人の保護について定められています（一般データ保護規則または「GDPR」）、(b) e-Privacy Directive（EU Directive 2002/58/EC）、および (c) (a) または (b) に従って作成された法律を含む、適用されるすべての国内データ保護法。いずれの場合も、随時変更または置き換えられることがあります。

「受取人」とは、MSP 契約に記載されている意味を指します。

「**条項**」は、EUの**SCC**で規定されている意味を持つものとします。

「**コントローラ**」とは、次のいずれかを意味します。(a)お客様がエンドユーザの場合はお客様、(b)お客様が**MSP**の場合は受取人、(c)お客様が**OEM**の場合はエンドカスタマー。

「**コントローラデータ**」とは、適用されるデータ保護法の下でコントローラがコントローラとなるすべての個人データを意味します。

「**エンドカスタマー**」とは、**OEM** 契約に記載されている意味を指します。

「**欧州**」（および「**欧州**」）とは、(a) 欧州経済地域の加盟国（「**EEA**」）を意味します。(b) 欧州連合法が英国に適用されなくなった日付以降、直ちに効力が発生します。

「**EU 標準契約条項**」または「**EU SCC**」とは、2021年6月4日の欧州委員会の決定（EU）2021/914を実施する欧州議会および欧州委員会の承認を受けた欧州議会の規制（EU）2016/679に従って、個人データを第三国に転送するための標準契約条項を意味します。

「**EU コントローラからプロセッサへの条項**」とは、EUの**SC**に対するモジュール2の条項を意味します。

「**EU Processor to Processor Clauses**」とは、EU **SCC**に対するモジュール3の条項を意味します。

「**ホステッド製品**」とは、別紙3に記載されている製品を意味します。

「**ICO**」とは、英国に設立された情報委員会のオフィスを意味します。

「**個人データの侵害**」とは、（お客様またはそのユーザーによって引き起こされたものを除く）セキュリティ違反を意味し、偶発的または違法な破壊、損失、改変、不正な開示、またはアクセスにつながります。本別紙の下でサプライヤが処理したコントローラデータです。

「**UK Addendum**」とは、本契約書に添付されている別紙5に記載されているICOによって発行されたEU 欧州委員会標準契約条項に対する **International Data Transfer Addendum** を意味します。

2.2 本別紙では、小文字の「**コントローラ**」、「**プロセッサ**」、「**データ主体**」、「**個人データ**」、「**処理**」（およびその派生物）を指します。は、適用されるデータ保護法に定められた意味を有します。

3. 範囲を指定します

3.1 処理の性質と目的、処理するコントローラデータのタイプ、データ主体のカテゴリーを含む、サプライヤによるコントローラデータの処理の主題と期間は、以下のとおりとします。(a) 本別紙、(b) 本主契約、(c) 別紙1（**データ処理手順**）に記載されているすべての指示、および (d) 下記第4項に従って発行されたお客様の指示。

3.2 お客様は、(a) サプライヤに代わって実施されるコントローラデータの処理について、コントローラが合法的な根拠を有することを保証する責任を負います。および (b) お客様およびサプライヤによるコントローラデータの処理に必要なデータ主体から、コントローラが必要なすべての同意を得たこと（特別なデータカテゴリに関連するものを含む）

みますが、これらに限定されません)。 (c) コントローラデータの処理に関するサプライヤーへの指示が、適用されるデータ保護法のすべての点で遵守されていることを確認します。

3.3 本別紙の残りの規定は、以下のいずれかを行うコントローラデータに関する両当事者のそれぞれの義務を記述しています。(a) お客様がコントローラであり、サプライヤーがプロセッサである場合、お客様がエンドユーザーである場合、または (b) お客様がサードパーティコントローラのプロセッサであり、お客様が MSP または OEM である場合はサプライヤーがサブプロセッサです。

4. お客様の指示を参照してください

4.1 サプライヤーは、(3.1 a) サプライヤーと顧客間の書面による別段の合意がある場合を除き、条項に排他的に規定されているように、顧客の文書化された処理指示に従ってコントローラデータを処理するものとします。または (b) サプライヤーが対象とする法律によって要求される場合(この場合、サプライヤーは、その法律で当該情報の提供が禁止されていない限り、処理前にその法的要件を顧客に通知するものとします)。

4.2 サプライヤーが、顧客の処理指示が適用されるデータ保護法を侵害していることを認識した場合(サプライヤーに顧客のコンプライアンスを積極的に監視する義務を課すことなく)、直ちに顧客に同じことを通知し、コントローラデータの処理を中断します。

5. サプライヤーの義務です

5.1 コントローラデータを処理するすべてのサプライヤーの担当者は、データ保護、セキュリティ、および機密保持に関する義務について十分な訓練を受け、機密性を維持するための書面による義務に従うものとします。

5.2 サプライヤーは、自らの費用で、リスクに適したレベルのセキュリティを確保し、個人データの侵害からコントローラデータを保護するための適切な技術的および組織的措置を実施します。このような措置は、最新の技術、導入コスト、性質、範囲、リスクに適したレベルのセキュリティを確保するために、自然な人の権利や自由について、さまざまな可能性と重大度を持つリスクと処理のコンテキストと目的があります。特に、本サプライヤーが実施する措置には、本別紙の別紙2に記載されている措置が含まれます。サプライヤーは、サプライヤーが同等レベル以上の保護を維持している場合、お客様の書面による事前の同意なしに、別紙2に記載されている技術的および組織的措置を変更または修正することができます。サプライヤーは、お客様からの要請に応じて、別紙2に記載されている形式で、技術的および組織的な措置に関する最新の説明を提供します。

5.3 サプライヤーは、以下の第7項に規定された要件に従って、サブプロセッサにコントローラデータを処理させるものとします。

5.4 サプライヤーは、適用されるデータ保護法に基づき権利を行使するためのデータ主体からの要求を含め、お客様が第三者からの問い合わせに対応するのを支援するために、以下の第8項に規定されている要件に従うものとします。

5.5 個人データ侵害が発生したことを確認した場合、サプライヤーは、遅延なくお客様に通知するものとし、お客様が合理的にお客様に要求する可能性がある(お客様が MSP または OEM である場合は、その管理者)のために、かかるすべてのタイムリーな情報および協力を提供するものとします。適用されるデータ保護法に基づく(およびで要求される期間に従って)データ侵害報告義務を履行することを目的としています。サプライヤーは、個人データ侵害の影響を是正または軽減するために必要な措置および措置をすべ

て講じるものとし、個人データ侵害に関連するすべての動向について顧客に通知するものとし、

- 5.6 サプライヤは、顧客（または、顧客が **MSP** または **OEM** である場合は、その管理者）に対し、データ保護の影響評価を実施するために必要となる（または、該当する場合は、管理者が要求する）合理的かつタイムリーなすべての支援を提供するものとし、また、必要に応じて、関連するデータ保護機関に問い合わせてください。このような支援は、お客様の費用負担で提供されるものとし、
- 5.7 本サプライヤーは、本別紙の終了または満了後の妥当な期間内に、適用される欧州の法律で許可されている場合およびその範囲内で、コントローラーのコントローラーデータを削除するものとし、
- 5.8 サプライヤは、本別紙に記載されている義務をサプライヤが遵守していることを示すために必要な情報を顧客に提供するために、第 8 項に規定されている要件に従うものとし、（顧客が **MSP** または **OEM** である場合は、その管理者）。

6. お客様の監査権限です

- 6.1 お客様は、サプライヤが独立した第三者監査役によって **SSAE 18 SOC 2** 基準に照らして定期的に監査されることを認めます。 サプライヤは、要求に応じて、**SOC 2** 監査レポートのコピーをお客様に提供するものとし、このレポートは、本サプライヤーの秘密情報として本主契約の秘密保持規定に従うものとし、お客様は、そのような報告書を作成した第三者監査役（以下「**作成者**」）が、お客様が作成者と個別の医療義務契約を締結しない限り、お客様またはお客様の監査役に対する責任または責任は一切受け入れないことを認め、これに同意するものとし、
- サプライヤは、顧客が 1 年に 1 回以上この権利を行使しない場合、顧客から提出された書面による監査質問にも回答するものとし、

7. サブプロセッサです

- 7.1 お客様は、本別紙の日付に記載されているサプライヤの既存のサブプロセッサに同意するものとし、本別紙は、<https://www.sophos.com/en-us/legal>（以下「**サブプロセッサリスト**」）に記載されています。 サプライヤは、お客様に事前に通知することなく、コントローラデータの処理を追加のサードパーティのサブプロセッサ（それぞれ「**新しいサブプロセッサ**」）に委託することはありません。 サプライヤは、新しいサブプロセッサの追加について事前通知を行います（実行または実行される処理の一般的な詳細を含む）。 この通知は、サブプロセッサリストに追加された詳細を掲載することで表示される場合があります。 お客様が、サプライヤが新しいサブプロセッサをサブプロセッサリストに追加してから **30** 日以内に（コントローラデータの保護に関連する合理的な根拠に基づいて）サプライヤの新しいサブプロセッサの任命に書面で異議をお持ちでない場合は、お客様は、新しいサブプロセッサに同意したものとみなされることに同意するものとし、お客様がそのような反論をサプライヤに書面で提出した場合、サプライヤは **30** 日以内に以下のいずれかのことをお客様に書面で通知します。 (a) サプライヤは、新しいサブプロセッサを使用してコントローラデータを処理しないか、 (b) サプライヤが処理できないか、または処理したくないとします。段落 (b) の通知がある場合、お客様は、その通知から **30** 日以内に次のことを行うことができます。 サプライヤおよびサプライヤに書面で通知した場合、本別紙および影響を受ける処理に関する主要契約を終了することを選択します。本別紙は、欧州経済地域および英国に所在するお客様のみを対象としています。 解約後の残りの期間について、前払い料金の比例配分による払い戻しまたはクレジットを承認します。ただし、その期間内に終了の通知が提供されなかった場合、お客様は新しいサブプロセッサに同意したものとみなされます。 サプライヤは、本別紙で規定されている標準にコントローラデータを保護するために、新し

いサブプロセッサにデータ保護条件を課すものとし、サプライヤは、当該サブプロセッサが原因で生じた本別紙の違反については、引き続き完全に責任を負います。

8. 第三者からのお問い合わせです

- 8.1 サプライヤは、お客様が以下に対応できるように、お客様に合理的かつタイムリーなすべての支援を提供するものとします（または、お客様が **MSP** または **OEM** である場合は、コントローラ）。（a）該当するデータ保護法に基づく権利の行使の対象となるデータからの要求（該当する場合は、アクセス権、訂正権、反対意見、消去、およびデータの移植性の権利を含む）。および(b)コントローラデータの処理に関連して、データ主体、規制機関、またはその他の第三者から受け取ったその他の通信、問い合わせ、または苦情です。そのような要求、通信、照会、または苦情がサプライヤに直接行われた場合、サプライヤは、お客様に速やかにその詳細を提供するものとします。

9. 国際的なデータ転送です

- 9.1 特定の製品を使用すると、お客様は、（a）欧州経済地域、（b）英国、または（c）米国（「**中央保管場所**」）にあるデータセンターで当該製品のコントローラデータをホストするかどうかを選択できます。この選択は、インストール時、アカウントの作成時、または関連する製品の最初の使用時に行われます。一度選択すると、後で中央記憶域の場所を変更することはできません。
- 9.2 お客様は、選択された中央保管場所（該当する場合）にかかわらず、コントローラデータが他の法域（英国および欧州経済地域の内外）を通じて、または他の法域に輸出される可能性があることを認め、これに同意するものとします。（a）Sophos のグローバルな技術者およびエンジニアチームにマルウェア、セキュリティ脅威、誤検知解析、調査および開発の目的を提供し、（b）技術およびカスタマーサポート、アカウント管理、請求、その他の補助的な機能を提供します。および(c)上記第 3.1 項に記載されている文書に明示的に記述されているとおりです。
- 9.3 サプライヤは、コントローラデータを転送しないものとします（また、コントローラデータの処理は許可しないものとします）。 欧州以外の国。ただし、適用されるデータ保護法またはサプライヤが、適用されるデータ保護法に準拠して転送が行われるようにするために必要な措置を講じる場合を除きます。これには、例えば、以下のようなものが含まれますが、これらに限定されません。 **EU SCC** を使用します（随時変更）。
- 9.4 英国が欧州連合法の適用を中止した場合には、上記第 9.3 項に記載されている譲渡制限は、欧州経済地域から英国へのコントローラデータの転送にも適用されます。
- 9.5 上記の 9.3 項が適用される場合、サプライヤまたはサプライヤ関連会社は、英国または **EEA** 以外の国でコントローラデータを処理するため（コントローラデータの転送については、その範囲内でのみ）、このような転送を許可するために適用されるデータ保護法に基づいて認められたその他の措置（以下、これらに限定されない）は利用できません。適用されるデータ保護法に基づく個人データの適切な保護を提供しているとみなされる国の受領者に転送するか、適用されるデータ保護法に準拠した法的拘束力のある企業ルールの承認を取得した受領者に転送する）、コントローラデータの転送について、次のことを行います。両当事者は、（a）**EEA** からの移転については、**EU** コントローラからプロセッサへの条項が適用され、その **EU SCC** は本別紙に参照して本別紙に組み込まれることに同意するものとします。（b）英国からの移転については、**EU** コントローラからプロセッサへの条項が適用されるものとします（また、この **EU** 理事会は、本別紙に言及するこ

とにより、本別紙に組み込まれます)。ただし、当該 EU 理事会からプロセッサに関する条項は、別紙 5 に規定する英国別紙の対象となるものとします。

9.6 上記の第 9.3 条が適用されるのは、サプライヤまたはサプライヤ関連会社が英国または EEA 以外の国でコントローラデータを処理するためである（コントローラデータの転送については、その範囲内である場合に限り）。このような転送を許可するために適用されるデータ保護法に基づいて認められたその他の措置（以下、これらに限定されない）は利用できません。適用されるデータ保護法に基づく個人データの適切な保護を提供するとみなされる国の受領者に転送するか、または適用されるデータ保護法に従って企業ルールの法的拘束力を有する承認を得た受領者に転送する。（上記の 3.3 (b) 項で検討されている場合）お客様はサードパーティコントローラのプロセッサであり、サプライヤはサブプロセッサであり、両当事者は、(a) EEA からの移転には EU プロセッサからプロセッサへの条項が適用され、当該 EU の SCC は本別紙に参照することにより、本別紙に組み込まれることに同意するものとします。

(b) 英国からの移転については、EU Processor to Processor 条項が適用されるものとします（この EU SCC は、この補遺に参照することにより、ここに組み込まれます）。そのような EU プロセッサ対プロセッサに関する条項が、別紙 5 に規定されている英国の追補の対象となることを条件とします。

9.7 EU SCC の付録は、以下の別紙 4 に記載されているとおりに完成させるものとします。

9.8 該当する場合は、EU SCC へのモジュールごとに次の手順を実行します。

- (a) 別紙 4 に記載されている詳細情報を使用します
- (b) 第 7 項のオプションのドッキング条項は適用されません。
- (c) 第 9 項のオプション 2 が適用されます。データインポーターは、サブプロセッサのリストに意図された変更（追加または交換）があった場合、その 30 日前にデータエクスポートに通知するものとします。
- (d) 第 11 項では、オプション言語は適用されません。
- (e) 第 13 条 (a) の目的では、次のとおりです。
 - (i) EU 加盟国でデータエクスポートが確立されている場合は、次のようになります。データ転送に関する規制 (EU) 2016/679 によるデータエクスポートのコンプライアンスを確保する責任を持つ監督機関は、データエクスポートが設立される権限のある監督機関であり
 - (ii) 英国でデータエクスポートが設立された場合、ICO は権限のある監督機関として行動します。
- (f) 第 17 項の目的のために、EU SCC は、データエクスポートが設置されている EU 加盟国の法律に準拠するものとします。
- (g) 第 18 項 (b) の目的のため、紛争は、EU 加盟国の裁判所がデータ輸出国を設立する前に解決されます。

10. 期間を指定します

10.1 本別紙は、(a) 本主契約の両当事者による履行、または (b) 本主契約が有効になる日付（後日、次の期間の早い時点まで続く場合）に開始されます。(i) 本製品を使用および受領するためのお客様の権利の有効期限。本契約または関連する使用許諾権に記載されています。(ii) 本契約の終了。

11. その他の規制

- 11.1 本別紙の変更および修正には、書面によるフォームが必要です。これは、この条項 11.1 の変更および変更にも適用されます。
- 11.2 いかなる場合においても、本別紙に起因または関連して生じたあらゆる問題に関して、本サプライヤーがお客様に負う責任は、本主契約に定められた責任に関するサプライヤーの制限を超えないものとします。本主契約に規定されている責任に関するサプライヤーの制限は、メイン別紙と本別紙の両方に適用され、責任体制に関する単一の制限が本主契約と本別紙の両方に適用されるものとします。
- 11.3 本別紙は、抵触法の原則にかかわらず、英国およびウェールズの法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。適用法で許可される範囲で、英国の裁判所は、本別紙の対象、対象、または関連して生じる可能性のある紛争または請求を決定する独占的な管轄権を有するものとします。
- 11.4 本データ処理別紙の条項および両当事者が締結した EU SCC の条項との矛盾がある場合は、該当する EU SCC の条項（これに該当するすべての追加条項を含む）が優先されます。

付録のリストです

- 別紙 1： データ処理手順
別紙 2： 技術的および組織的な措置です
別紙 3： ホスト製品
別紙 4： EU 標準契約条項の参照データです
別紙 5： 英国追補

別紙 1 データ処理手順

本別紙 1 は、サプライヤがお客様の代わりに行う処理について説明しています。

(a) 加工事業の主体、性質、目的です

コントローラーデータは、以下の基本的な処理アクティビティの対象となります（具体的にご記入ください）。

1. お客様が購入した製品を、本契約に基づき、本契約に従って提供します
2. アカウント管理およびカスタマーテクニカルサポートサービスを提供します

サプライヤは、顧客が利用可能なシステム、ネットワーク、デバイス、ファイル、およびその他のデータの内部または外部からのセキュリティ脅威を検出、防止、管理、またはサプライヤを支援するように設計された製品を提供します。これらのシステム、ネットワーク、デバイス、ファイル、およびその他のデータに保持されている情報の内容は、サプライヤではなく、お客様によってのみ決定されます。

(B) 加工時間は以下の通りです。

コントローラーデータは次の期間処理されます（具体的にご記入ください）。

メイン契約で指定された期間（特に指定されていない場合は、メイン契約の期間）です。

(C) データ主体です

コントローラーデータは、以下のカテゴリーのデータ主体に関連しています（具体的にお答えください）。

データ主体には、顧客または顧客のエンドユーザーが製品を介してサプライヤにデータを提供する個人（またはその指示に従って提供する個人）が含まれます。

(D) 個人データの種類です

コントローラーデータは、以下のカテゴリーのデータに関連しています（具体的にお答えください）。

本製品を通じてサプライヤに提供された個人、お客様（またはお客様の指示による）、またはお客様のエンドユーザー（連絡先情報など）に関連するデータです

(E) データの特別なカテゴリー（該当する場合）

コントローラーデータに関する次の特別なデータカテゴリー（具体的にお答えください）：

特に指定がない限り、サプライヤの製品は、特別なデータカテゴリーを処理するように設計されていません。

別紙 2 技術的および組織的な措置です

これらの措置の一部は、ホステッド製品にのみ関連するか、または適用される場合があります。

物理アクセス制御。

- (a) ソフォスには物理的なアクセス制御ポリシーがあります。
- (b) すべてのスタッフがID/アクセスバッジを持っています。
- (c) 施設への入場は、アクセスバッジまたはキーで保護されています。
- (d) 施設は、(i)公共アクセスエリア(受付エリアなど)、(ii)一般スタッフアクセスエリア、および(iii)特急なビジネスニーズを持つ者のみがアクセスできる立ち入り制限区域に分かれています。
- (e) アクセスバッジとキーは、各施設内の制限されたエリアへのアクセスを、各施設の許可されたアクセスレベルに応じて制御します。
- (f) 個人のアクセスレベルは、シニアスタッフメンバーによって承認され、四半期ごとに確認されます。
- (g) 大規模な施設への入口には、受付スタッフやセキュリティスタッフが常駐しています。
- (h) 施設はアラームで保護されています。
- (i) 訪問者は事前登録され、訪問者のログは維持されます。

システムアクセスコントロール。

- (a) ソフォスには論理アクセス制御ポリシーがあります。
- (b) ネットワークは、インターネット接続ごとにファイアウォールで保護されます。
- (c) 内部ネットワークは、アプリケーションの感度に基づいてファイアウォールによってセグメント化されます。
- (d) IDSおよびその他の脅威検出 およびブロッキング制御は、すべてのファイアウォールで実行されます。
- (e) ネットワークトラフィックのフィルタリングは、「最小アクセス」の原則を適用するルールに基づいています。
- (f) アクセス権は、権限のある担当者に対して、職務を遂行するために必要な範囲および期間のみ付与され、四半期ごとにレビューされます。
- (g) すべてのシステムおよびアプリケーションへのアクセスは、安全なログオン手順によって制御されます。
- (h) 個人には、独自に使用するための固有のユーザIDとパスワードがあります。
- (i) パスワードは強度テストされ、脆弱なパスワードに変更が適用されます。
- (j) 一定時間操作しないと、画面とセッションは自動的にロックされます。
- (k) ソフォス マルウェア対策製品は標準でインストールされます。
- (l) IPアドレスとシステムに対して定期的に脆弱性スキャンが実行されます。
- (m) システムには、優先順位付けシステムを使用して定期的なサイクルでパッチが適用され、緊急パッチを迅速に追跡できます。

データアクセス制御。

- (a) ソフォスには論理アクセス制御ポリシーがあります。
- (b) アクセス権は、権限のある担当者に対して、職務を遂行するために必要な範囲および期間のみ付与され、四半期ごとにレビューされます。

- (c) すべてのシステムおよびアプリケーションへのアクセスは、安全なログオン手順によって制御されます。
- (d) 個人には、独自に使用するための固有のユーザIDとパスワードがあります。
- (e) パスワードは強度テストされ、脆弱なパスワードに変更が適用されます。
- (f) 一定時間操作しないと、画面とセッションは自動的にロックされます。
- (g) ラップトップは、ソフォス 暗号化製品を使用して暗号化されます。
- (h) 送信者は、外部メールを送信する前にファイル暗号化を考慮するように指示されます。

入力制御。

- (a) すべてのシステムおよびアプリケーションへのアクセスは、安全なログオン手順によって制御されます。
- (b) 個人には、独自に使用するための固有のユーザIDとパスワードがあります。
- (c) **Sophos Central** 製品は、転送レイヤ暗号化を使用して転送中のデータを保護します。
- (d) クライアントソフトウェアとバックエンドソフォス システム間の通信は、**HTTPS**を介して実行され、転送中のデータを保護し、証明書とサーバ検証を介した信頼通信を確立します。

下請け業者の管理。

- (a) データへのアクセス権を持つ下請業者は、オンボーディングの前に IT セキュリティ 審査手順を実施し、その後必要に応じて実施します。
- (b) 契約には、下請業者の義務に基づく適切な機密保持義務およびデータ保護義務が含まれています。

アベイラビリティ制御。

- (a) ソフォスは、火災、洪水、その他の環境上の危険から施設を保護します。
- (b) バックアップ発電機は、停電時に電源を維持するために使用できます。
- (c) データセンターとサーバールームでは、空調制御と監視を使用します。
- (d) **Sophos Central** システムはロードバランシングされ、3つのサイト間でフェールオーバーを行います。各サイトはソフトウェアの2つのインスタンスを実行し、いずれかのインスタンスはフルサービスを提供できます。

分離制御 (Segregation Control)。

- (a) ソフォスは、新しい顧客製品の導入のための品質管理プロセスを維持し、適用します。
- (b) テスト環境と本番環境は別々です。
- (c) 新しいソフトウェア、システム、および開発は、本番環境にリリースする前にテストされます。

組織管理。

- (a) ソフォスには専任の IT セキュリティチームがあります。
- (b) リスクおよびコンプライアンスチームは、内部リスクの報告および管理を管理します。これには、管理に対する主要なリスクに関する報告が含まれます。
- (c) インシデント対応プロセスは、リスクと脆弱性をタイムリーに特定し、是正します。
- (d) 新入社員はそれぞれ、データ保護と IT セキュリティトレーニングを実施します。
- (e) IT セキュリティ部門は、四半期ごとにセキュリティ意識向上キャンペーンを実施しています。

別紙 3
ホスト製品

- (a) Sophos Central
- (b) ソフォス Cloud Optix
- (c) Central Device Encryption
- (d) Central Endpoint Protection
- (e) Central エンドポイント Intercept X
- (f) Central エンドポイント Intercept X の詳細
- (g) Central Mobile Advanced
- (h) Central Mobile Standard の略
- (i) 中央フィッシングの脅威
- (j) Central Intercept X Advanced for Server を参照してください
- (k) 中央サーバー保護
- (l) 中央のモバイルセキュリティ
- (m) Central Web Gateway Advanced (中央 Web ゲートウェイの詳細設定)
- (n) Central Web GatewayStandard の略
- (o) Central メール Standard の略
- (p) Central メール の詳細
- (q) セントラルワイヤレス規格
- (r) Sophos Central を介して管理および操作されるその他のソフォス 製品です

別紙 4
EU標準契約条項の付録の参照データです

適用されるモジュールは次のとおりです。

☑モジュール 2 は次のとおりです。コントローラをプロセッサに転送します

付属書 1

A. 参加者のリストです

1. データエクスポートは次のとおりです。[データエクスポートの ID および連絡先の詳細。データ保護の責任を持つ担当者も含まれます。]

顧客名：	本契約に基づきサプライヤに提供されます
住所：	本契約に基づきサプライヤに提供されます
メール にお問い合わせください。	本契約に基づきサプライヤに提供されます
担当者の名前/役職は次のとおりです。	本契約に基づきサプライヤに提供されます
これらの条項の下で転送されるデータに関連する活動は、次のとおりです。	上記別紙の第 3 項に規定されています
役割 (コントローラ/プロセッサ) は次のとおりです。	コントローラ

2. データインポートは次のとおりです。[データインポートの ID および連絡先の詳細、および該当する場合は、欧州連合におけるデータ保護担当者および/または代表者の情報です]

名前：	ソフォス Limited (EU およびスイスの子会社のため、およびその代理として)
住所：	ペンタゴン、Abingdon Science Park Abingdon、OX14 3YP、UK にあります
組織を特定するために必要なその他の情報は次のとおりです。	登録番号は次のとおりです。2096520
担当者の名前、役職、連絡先の詳細は次のとおりです。	プライバシー担当者 dataprotection@sophos.com を参照してください
これらの条項の下で転送されるデータに関連する活動は、次のとおりです。	上記別紙の第 3 項に規定されています

役割（コントローラ/プロセッサ）は次のとおりです。

プロセッサ

B. 転送の説明です

個人データが転送されるデータ主体のカテゴリは次のとおりです。

セクション C の 別紙 1 に記載されているとおりです

個人データのカテゴリが転送されました：

セクション D に記載されている ように、別紙 1 は別紙に記載されています。

機密データの転送（該当する場合）、およびデータの性質と関連するリスクを完全に考慮した適用された制限または保護措置。たとえば、厳格な目的の制限、アクセス制限（専門トレーニングを受けたスタッフのみのアクセスを含む）、データへのアクセス記録を保持します。以降の転送またはその他のセキュリティ対策の制限事項は、次のとおりです。

セクション E に記載されている ように、別紙 1 は別紙に記載されています。

転送の頻度（データが 1 回限りの転送であるか、連続して転送されるかなど）。

継続的です

処理の性質です

セクション A に記載されている ように、別紙 1 は別紙に記載されています。

データ転送および処理の目的です

セクション A に記載されている ように、別紙 1 は別紙に記載されています。

個人データが保持される期間。または、それが不可能な場合は、その期間を決定するために使用される基準を指定します

契約期間の期間です。

(サブ) プロセッサへの転送の場合は、処理の主題、性質、期間も指定します

上記別紙の第 3 項に規定されています。

C. 権限のある監督機関

上記別紙の 9.8 項に規定されています。

附属書II- データのセキュリティを確保するための技術的および組織的な措置を含む、技術的および組織的な措置です¹

これらの措置は、上記別紙 2 に記載されています。

Annex III : サブプロセッサのリストです²

第 9 項 (a) では必要ありません。オプション 1 は選択されていません。

¹モジュール4を除くすべてのモジュールについて、Annex IIを完了する必要があります。

²Annex III は、第 9 項 (a)、オプション 1 が選択されているモジュール 2（プロセッサへのコントローラの転送）およびモジュール 3（プロセッサへのプロセッサの転送）にのみ適用されます。

別紙 5
英国追補

EU 欧州委員会標準契約条項に対する International Data Transfer Addendum です

バージョン B1.0、有効期間は 2022 年 3 月 21 日です

本別紙は、制限付き移転を行う当事者に関する情報委員により発行されたものです。情報担当委員は、法的拘束力のある契約を締結した場合には、制限付き転送に対して適切な保護手段を提供することを考慮しています。

パート 1：表を参照してください

表 1：パーティが含まれます

開始日です	上記別紙の第 10.1 項に記載されているとおりです。	
両当事者	エクスポート(制限付き転送を送信します)	輸入者 (制限付き転送を受信します)
参加者の詳細です	上記の別紙 4 に記載されています。	正式名称：ソフォス Limited (EU およびスイスの子会社のため、およびその代理として) メインアドレスは次のとおりです。ペンタゴン、Abingdon Science Park Abingdon、OX14 3YP、UK にあります 会社番号または類似の識別子です)：2096520
主要連絡先	上記の別紙 4 に記載されています。	フルネーム (任意)：プライバシー担当者 役職：プライバシー担当者 連絡先の詳細については、メール (dataprotection@sophos.com) を参照してください

表 2：選択した SCC'モジュール'および選択した句です

EU の SCC の補足		本別紙の目的のために発効した認定 EU SC のモジュール、条項、またはオプションの条項のみを含む、付録情報を含む認定 EU SC は、以下のとおりです。				
モジュールを参照してください	モジュールは動作中です	第 7 節 (ドッキング句)	第 11 節 (オプション)	第 9a 項 (事前承認または一般承認)	第 9a 項 (期間)	Importer から受信した個人データは、Exporter によって収集された個人データと組み合わされていますか。
2.	<input checked="" type="checkbox"/>	該当しません	該当しません	オプション 2 を選択します	30 日間で	はい、できます <input checked="" type="checkbox"/>

表 3 : 付録情報

「付録情報」とは、承認された EU SCC (両当事者以外) の付録に記載されている、選択されたモジュールに提供する必要がある情報を意味し、この補遺については、以下に記載されています。

別紙 1A : 参加者のリストは次のとおりです。

別紙 4 の第 A 項に記載されています

附属書 1B : 転送の説明は次のとおりです。

別紙 4 の第 B 項に記載されています

附属書 II : データのセキュリティを確保するための技術的および組織的な措置を含む技術的および組織的な措置です。

別紙 2 に記載されているとおりです。

附属書 III : サブプロセッサのリスト (モジュール 2 および 3 のみ) は次のとおりです。

第 9 項 (a) に該当せず、オプション 1 が選択されていません

表 4 : 承認された別紙が変更された場合に、この別紙を終了します

承認された別紙が変更され	セクションに記載されているように、どの当事者が本別紙を終了することができますか 19 ますか?
---------------------	---

<p>た場合に、この別紙を終了します</p>	<input checked="" type="checkbox"/> インポータ <input type="checkbox"/> エクスポータ <input type="checkbox"/> どちらの当事者も該当しません
------------------------	---

パート 2 : 必須の句です

本別紙に入力してください

- 各当事者は、本別紙に定める条件に拘束されることに同意するものとし、他方当事者も本別紙に拘束されることに同意するものとします。
- 承認された EU 加盟国の附属書 1A および第 7 条は、制限付き転送を行うために両当事者の署名を必要としますが、両当事者は、本別紙に規定された権利をデータ主体が行使できるように、両当事者に法的拘束力を付与する方法で本別紙に参加することができます。本別紙に記入することは、承認された EU SC および承認された EU SC の一部に署名することと同じ効果があります。

本別紙の解釈を参照してください

- 本別紙で承認された EU 加盟国で定義されている用語を使用する場合、これらの用語は承認された EU 加盟国と同じ意味を持つものとします。また、次の用語の意味もあります。

別紙	本別紙で構成される本国際データ転送別紙には、EU の SCC の補遺が含まれています。
EU の SCC の補足	表 2 に記載されているとおりに、この付録が追加される承認済み EU SCC のバージョン。付録情報も含まれます。
付録情報	表 3 に記載されているとおりです。
適切な保護手段を提供します	個人データおよびデータ主体の権利に対する保護の標準。英国のデータ保護法では、英国の GDPR 第 46 条 (2) (d) に規定されている標準的なデータ保護条項に基づいて制限付き転送を行う場合に必要となります。
承認された別紙	ICO が発行し、データ保護法 2018 年 2 月 2 日に制定されたデータ保護法 (S119A) に従って、議会の前に作成されたテンプレート追補は、セクションの下で改訂されます 18。

承認されている EU の SCC	標準契約条項は、2021 年 6 月 4 日の欧州委員会執行委員会決定事項（EU）2021/914 の附属書に規定されています。
ICO	情報担当委員
転送が制限されています	英国 GDPR の第 V 章の対象となる譲渡です。
英国	英国と北アイルランドの 2 つの国があります。
英国のデータ保護法に準拠しています	英国では、英国 GDPR やデータ保護法 2018 を含む、データ保護、個人データの処理、プライバシー、電子通信に関するすべての法律が、随時英国で施行されています。
英国 GDPR	2018 年データ保護法のセクション 3 に定義されています。

4. 本別紙は、英国のデータ保護法に準拠し、両当事者が適切な保護措置を提供する義務を果たすように、常に解釈する必要があります。

5. EU の追加書類に含まれる規定が、承認された EU の SC または承認された補遺で許可されていない方法で承認された SC を修正する場合は、次のことを行います。この修正は本別紙には組み込まれず、承認された EU の SCC の同等の条項が適用されます。

6. 英国のデータ保護法と本別紙の間に矛盾や矛盾がある場合、英国のデータ保護法が適用されます。

7. 本別紙の意味が不明な場合、または複数の意味がある場合は、英国のデータ保護法に最も近い意味が適用されます。

8. 法律（または特定の法律の規定）とは、時間の経過とともに法律（または特定の規定）が変わる可能性があることを意味します。これには、本別紙の締結後に、法律（または特定の規定）が統合、再制定、または置換された場合が含まれます。

階層

9. 承認された EU の SCC の第 5 条は、両当事者間のすべての関連契約に承認された EU の SCC が優先されることを示していますが、両当事者は、制限付き移転の場合、セクションの階層 10 が優先されることに同意します。

10. 承認された追補と EU の追加 SCC（該当する場合）との間に矛盾や矛盾がある場合、承認された追補は、どこ（および現時点で）を除き、EU の追加 SCC よりも優先されます。EU の SCC の補足条項の矛盾または矛盾により、データ主体の保護が強化されます。この場合、これらの条項は承認された補足条項よりも優先されます。

11. 本別紙には、EU 一般データ保護規則 (EU) 2016/679 に準拠した移転を保護するために締結された EU の追加書類が含まれている場合、両当事者は、本別紙のいかなる内容も EU の追加書類に影響を与えないことを認めます。

EU の SCC の組み込みと変更について説明します

12. 本別紙には、以下のように必要な範囲で修正された EU の補足書類が含まれています。

- a. これらの法律は、英国のデータ保護法がデータ転送を行う際にデータエクスポートの処理に適用される範囲で、データエクスポートがデータインポートからデータインポートに行ったデータ転送に対して共に動作し、これらのデータ転送に対して適切な保護手段を提供します。
- b. 9 11 EU 加盟国の追加書類の第 5 項 (階層) を無効にするためのセクション。およびを参照してください
- c. 本別紙 (本別紙に組み込まれている EU SCC を含む) は、(1) 英国およびウェールズの法律に準拠し、(2) それに起因する紛争は、英国およびウェールズの裁判所により解決されます。いずれの場合も、両当事者がスコットランドまたは北アイルランドの法律および/または裁判所を明示的に選択していない限り、適用されません。

13. 両当事者が、第項の要件を満たす代替の改正について合意していない限り 12、第項の規定 15 が適用されます。

14. セクションの要件を満たす以外に、承認された EU SCC を修正 12 することはできません。

15. EU 加盟国の追加書類 (セクションの目的) は、次のように修正されています 12。

a. 「条項」を参照することは、EU の追加 SCC を組み込んだ本別紙を意味します。

b. 第 2 項では、次の単語を削除します。

「また、コントローラからプロセッサ、プロセッサからプロセッサへのデータ転送に関しては、規制 (EU) 2016-679 第 28 条 (7) に準拠する標準契約条項が適用されます。」

c. 第 6 項 (転送の説明) は次のように置き換えられます。

「転送の詳細、特に転送される個人データのカテゴリ、および転送される目的は、英国のデータ保護法がデータエクスポートの転送処理に適用される Annex IB に規定されているものです。」

d. モジュール 1 の 8.7(i)項は、次のように置き換えられます。

「英国 GDPR の第 17A 条に準拠し、以降の移転を対象とする妥当性規制の恩恵を受ける国である」

- e. モジュール 2 および 3 の 8.8(i)項は、次の項に置き換えられます。

「以降の移転は、英国 GDPR の第 17A 条に基づく妥当性規制に基づき、以降の移転をカバーする国に適用されます。」

- f. 「規制 (EU) 2016/679」、「規制 (EU) 2016/679 欧州議会および 2016 年 4 月 27 日の理事会」を参照し、個人データの処理とそのデータの自由な移動に関する自然人の保護について言及しています (一般的なデータ保護規則) および「その規制」はすべて、「英国のデータ保護法」に置き換えられます。「規制 (EU) 2016-679」の特定の記事は、英国のデータ保護法の同等の記事またはセクションに置き換えられます。

- g. 規制 (EU) 2018/1725 に関する記述は削除されます。

- h. 「EU」、「EU」、「EU」、「EU 加盟国」、「EU 加盟国」、「EU 加盟国」はすべて「英国」に置き換えられます。

- i. モジュール 1 の第 10 項 (b) (i) の「第 12 項 (c) (i)」への参照は、「第 11 項 (c) (i)」に置き換えられます。

- j. 附属書 I 第 13 条 (a) および第 C 条は使用しません。

- k. 「権限のある監督機関」と「監督機関」の両方が「情報委員」に置き換えられます。

- l. 第 16 項 (e) では、サブセクション (i) は次のように置き換えられます。

「国務長官は、2018 年データ保護法第 17A 条に基づく規制を作成し、これらの条項が適用される個人データの転送を対象としています。」

- m. 第 17 項は次のように置き換えられます。

「これらの条項は、イングランドおよびウェールズの法律に準拠していません。」;

- n. 第 18 項は次のように置き換えられます。

「これらの条項に起因する紛争は、イングランドおよびウェールズの裁判所が解決するものとします。また、データ主体は、英国の裁判所の前に、データエクスポートやデータインポートに対して法的手続きを行うこともあります。両当事者は、かかる裁判所の管轄権に自らを提出することに同意するものとします。」

- o. 承認された EU SCC への脚注は、脚注 8、9、10 および 11 を除き、補遺の一部を形成しません。

本別紙の修正です

16. 両当事者は、スコットランドまたは北アイルランドの法律および/または裁判所を参照するために、EU 加盟国の付録の第 17 条および/または第 18 条を変更することに同意するものとします。

17. 両当事者が **パート 1** に含まれる情報の形式を変更する場合は、**次の手順に従います**。承認された別紙の表は、変更によって適切な保護措置が低下しない場合には、書面による変更で同意することでこれを行うことができます。

18. ICO は随時、改訂された承認済み別紙を発行することができます。

- a. 承認された補遺の誤りの修正を含め、承認された補遺に妥当かつ比例的に変更を加えます
- b. 英国のデータ保護法の変更を反映します。

改訂された承認別紙には、承認別紙の変更が有効になる開始日、および両当事者が付録情報を含む本別紙をレビューする必要があるかどうかに記載されています。本別紙は、改訂承認別紙に記載されているとおり、指定された開始日から自動的に修正されます。

19. ICO がセクションの改訂承認追補を発行した場合、**18 表 4** 「承認された追補が変更されたときに追補を終了する」で選択された当事者のいずれかが、承認された追補の変更の直接的な結果として、以下の項目が大幅に、不釣り合いかつ明白に増加します。

- a 本別紙に基づく義務の履行にかかる直接的な費用、および/または
- b 本別紙に基づくリスクは以下のとおりです。

いずれの場合も、そのコストまたはリスクを削減するために、まず合理的な措置を講じています。これにより、コストやリスクを大幅に削減し、過度なコストを削減することはできません。その後、当該当事者は、当該期間の書面による通知を、改訂された承認済み別紙の開始日より前に相手方当事者に提供することにより、合理的な通知期間の終了時に本別紙を終了することができます。

20. 両当事者は、本別紙を変更するために第三者の同意を得る必要はありませんが、いかなる変更もその条項に従って行う必要があります。

代替第 2 部必須条項は次のとおりです。

必須の句です

パート 2：承認された補遺の必須条項は、ICO が発行し、データ保護法 2018 年 2 月 2 日に制定されたデータ保護法 2018 の s119A に従って、そのテンプレートである補遺 B.1.0 です 18。これは、これらの必須条項のセクションに基づいて改訂されます。